

# 規制対象事項チェックリスト

## 131 化学設備

1. 化学設備周辺の壁、柱床、はり、屋根等の建築物を不燃性の材料で造られている。
2. 化学設備またはその配管のうち危険物または引火点が65度以上の物とが接触する部分は、腐食しにくい材料で造る等、必要な措置がとられている。
3. 化学設備またはその配管のふた板、バルブ、コック等の接合部は、ガスケット等を使用し接合面を相互に密接させる等の措置を講じ危険物等の漏えいを防止している。
4. 化学設備およびその配管のバルブ、コック等については、誤操作防止に必要な表示をするとともにバルブ等の材質は、耐久性のあるもので造られている。
5. 特殊化学設備については、必要な計測装置、自動警報装置、緊急遮断等の装置を設け、かつ、予備動力源を備えている。
6. 化学設備およびその附属設備について、必要な作業規程を定めている。
7. 化学設備およびその附属設備の改造、修理、清掃を行う場合においては、作業の指揮者を定め、作業方法等の周知、危険物等の漏えいによる危険の防止等の措置を行うとともに、作業箇所等における可燃ガス等の濃度測定を行っている。
8. 化学設備およびその附属設備については、2年以内毎に1回定期的に所定の項目について自主検査を行い、その結果に基づき補修等必要な措置を講じ、検査結果等について記録し、その記録を3年間保存している。
9. 化学設備またはその附属設備については、前述の定期自主検査のほか、[1]はじめて使用するとき、[2]分解、改造、修理等を行ったとき、[3]1か月以上使用しなかったときにも自主定期検査項目について点検し、異常がないことを確認し使用している。
10. 化学設備およびその附属設備のある作業場において、適当な箇所に爆発または火災の性状に適應する消火設備を設けている。